

「財政融資資金電算機処理システムに係るGSS移行に向けた通信回線の提供等業務 調達仕様書（案）」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見	理由		
1	調達仕様書	10	3.2.(6)	回線終端装置の端末インターフェースは、10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-Tとする。	本調達における回線速度が100Mbps以上であることを踏まえ、以下のとおり記載を修正することをご提案いたします。  (修正案) 「回線終端装置の端末インターフェースは、100BASE-TX又は1000BASE-Tとする。」	10BASE-Tは最大転送速度が10Mbpsであり、本調達の要件である100Mbps以上を満たさないため、仕様から除外することが適切と考えます。	有	ご指摘のとおり修正いたします。
2	調達仕様書	18	6.5.2.	開発に当たっては、現行システムの仕様を十分に理解し、開発を行うこと。	本項においては「開発に当たっては、現行システムの仕様を十分に理解し、開発を行うこと。」と規定されておりますが、本調達は通信回線の提供等業務であり、システム開発を伴うものではないと理解しております。 つきましては、本項の記載は本調達の業務範囲に該当しないものと考えられるため、当該記載の削除又は本調達の業務内容に即した記載への修正をご検討いただきたく存じます。	-	有	ご指摘いただいたとおり、システム開発を伴うものではございませんが、ネットワークの敷設作業の際にネットワーク環境や接続条件を十分に理解することを求める趣旨で記載しておりました。つきましては、以下のとおり修正いたします。  本業務の実施に当たっては、現行のネットワーク環境および接続条件を十分に理解し、適切に敷設作業を行うこと。